

## 金融審議会第一部会(及びワーキング・グループ)の 検討状況

「異業種の銀行業参入(銀行の主要株主)に関するルール整備」及び「銀行業における新たなビジネス・モデルと規制緩和」に関する検討結果の概括的な整理。  
—— ワーキング・グループにおける検討結果の詳細は、「異業種参入に伴う銀行法等の整備・他業禁止の緩和等に関するワーキング・グループ報告」参照。

### A. 全体的な展望(総論)

1. IT革命の進展などの金融取引のインフラの変化を背景として、インターネット専業銀行の出現など、銀行業における新たなビジネス・モデルの構築の動きが加速している。
2. 昨今、各種の事業会社(=いわゆる異業種)が自らの顧客基盤や店舗ネットワークの活用といったシナジー効果に着目して銀行業に参入する意向を表明している。このような動きは、21世紀に向けた金融の新たな展望の中で、顧客(消費者)に優れた金融サービスを提供するとともに金融業の活性化にもつながるものであり、基本的に歓迎すべきことである。
3. このような銀行の業務形態や金融取引の変化は、決済コストの低下によるeコマースの促進や消費者利益の増加にかなったものである反面、顧客基盤の共有といった点については、個人情報保護の観点からの適切なルール作りが重要な課題である。
4. 異業種の参入に関する論点としては、顧客基盤の共有(ファイアー・ウォールの必要性、共倒れリスクの回避)の問題、顧客情報の流用(プライバシー保護)の問題、営業基盤の共有(事業親会社の店舗利用等)の問題、機関銀行化・機関保険会社化の問題、等が考えられる。
5. 保険業については、顧客(=保険契約者)との契約期間が長期に及ぶこと・リスクを引き受けるビジネスであることに加え、契約内容が原則として変更されないという性質があることについて、保険業への参入を意図する者は理解することが重要である。この点を念頭において、保険分野についても異業種の参入に関する検討が

必要である。

- 単に「異業種」ということだけでなく、銀行等の「主要株主」が不当に影響力を行使するという弊害が問題となり得る。従来、日本ではそのような例が極めて少なく、特に規制する必要がなくて済んでいただけであり、バーゼル銀行監督委員会の「実効的な銀行監督のためのコア・プリンシプル」や主要各国の検査・監督面における規制事例に鑑みても、銀行等と主要株主との取引をチェックする仕組みや株主資格そのものをチェックする仕組みが必要である。即ち、銀行と銀行経営に影響を与える株主の関係をどのように整理するかということが必要である。

保険会社についても、保険監督者国際機構の「保険コア・プリンシプル」等を踏まえつつ、基本的には銀行と同様のチェックの仕組みを検討することが適当である。

- 銀行業が新しいタイプの金融サービス業に変貌しつつある中で、銀行等の業務範囲や店舗等に関する規制については、銀行経営の健全性の確保や顧客利便の向上、預金者保護等の観点を踏まえ、これからの新しい時代に適合したあり方を検討していく必要がある。銀行等の他業禁止項目の見直しなどの規制緩和や銀行グループとしての業務範囲の検討に際しては、銀行業務に専念することによる効率性の発揮・利益相反取引の防止・他業の有するリスク回避などの他業禁止規定の趣旨を踏まえつつ、銀行業の収益源の多様化やワンストップ・サービスの提供による顧客利便の向上、銀行の国際競争力の強化などの観点から今日的な見直しを行うことが適当である。

## B. 異業種の銀行業参入（銀行の主要株主）に関するルール整備

- 銀行経営の健全性の観点からは、新規に免許を取得して銀行業を開始する場合にとどまらず、既存銀行の相当程度の株式を取得して銀行経営に参画しようとする株主（主要株主）について、取得時及び取得後を通じた適切な監督・検査が重要な課題である。
- 銀行業における新たなビジネス・モデルに即した規制を講じることが望ましい。また、個々の規制の間の相互関連性に留意して、全体としてバランスのとれた体系を構築すべきである。
- 我が国における銀行の株主構造を前提とすると、銀行経営への実質的な影響力行

使等の観点から、5%超保有の株主から「主要株主」として行政による何らかのチェックの対象とすることが適当である。そして、企業会計の実質影響力基準に該当する株主（=20%以上保有。人的な関係や融資等の取引関係等を通じて重要な影響を与えることができる場合は15%以上）については、5%超保有の株主よりもチェックの度合いが強くなるという段階的なルールを設定することが適当である。株式取得については、主要株主に課す義務として、5%＝届出、20%（または15%）＝認可といった仕組みが適当である。

4. 主要株主の適格性の審査基準としては、諸外国の例（イギリスのフィット・アンド・プロパー原則等）も参考にしつつ、反社会性や公序良俗などの観点のほか、主要株主の財務面の健全性（株式取得に係る財源調達も含む）や経営方針等を重視すべきであると考えられる。また、主要株主だけでなく、銀行の経営者等についても同様の観点から適格性のチェックをすることが適当である。

5. 主要株主に対する「報告徴求」については、主要株主の財務状況の継続的把握などの観点から、当局に権限を付与することが適当である。また、「検査」についても、報告の実効性を担保すること等の観点から、報告徴求と一体的なものとして当局に検査権限を付与することが適当である。しかし、検査権限の行使に関しては、子銀行等の経営悪化時など特に必要な場合に限り立入検査を実施することとするなど、当局の権限の濫用が行われないよう留意することが必要である。また、実効ある検査ができる体制の整備も必要である。

なお、当局は、モニタリングや対話といった監督上の手法と検査手法の適切な組合せに努めることが望まれる。

6. 銀行の主要株主からの独立性の確保の点は、“独立性”の意味するところが様々であり、例えば、銀行とその主要株主が営業基盤を共有することはシナジー効果の発揮の観点からは望ましいものであるが、反面、主要株主の経営悪化が銀行の営業基盤を危うくする可能性もあり、この観点からはリスク遮断に留意する必要があるなど複雑な問題である。

7. 銀行からの主要株主に対する融資などの取引については、現行の大口信用供与規制やアームズ・レングス・ルールなどを基本にしつつ、主要株主が影響力を行使することによる「機関銀行化」の弊害防止等の観点から、信用供与等について適正な量的規制を設定するなどの追加的な措置につき検討することが適当である。

8. 諸外国においては、銀行経営悪化時に、持株会社や主要株主に何らかの支援を求める措置がとられている。また、銀行・保険会社の破綻はセーフティ・ネットの存在により預金者・契約者全体の負担や、さらには公的な負担に結びつく可能性があるため、株主有限責任の原則の例外として主要株主に支援を求めることも可能であると考えられる。ただし、そのような措置をとる場合においても、異業種の参入に対する障壁とならないよう、留意する必要がある。
9. 諸外国の例も参考にしつつ、法令に違反して主要株主となった場合、虚偽報告、検査妨害等に対しては、罰則を課すことが必要である。

### C. 銀行業等における新たなビジネス・モデルと規制緩和

1. 銀行の無人営業所やインターネット・バンキングの普及などデリバリー・チャンネルが多様化する中で、利用者利便の向上の観点から、顧客情報保護や安全性確保等に留意しつつ、ノンバンクCD等での預金の引出しを認めることが望ましい。また、銀行の支店・営業所の設置などについても認可制をより柔軟な規制とすべきである。
2. スーパーなどの小売店のレジ等でカードにより現金を受け取るサービス（キャッシュ・アウト）については、利用者利便の向上の観点から評価できるものの、顧客情報保護の観点やカードの悪用やトラブル等による損害の補償を関係者がどのように分担するか等、慎重に検討すべき事項がある。
3. 金融取引において、書面の交付を義務付けている規定等については、顧客保護に十分留意しつつ、電子的手段をできるだけ活用できるようにすべきである。その際、書面による場合と同等のレベルの説明・情報提供を確保すること等が重要である。  
なお、個人情報の第三者との共有に関しては、プライバシー保護等の観点から、適切に対応する必要がある。
4. 新たなビジネス・モデルの銀行のリスク管理については、現行の自己資本比率規制が適合しない場合があり、金利リスク等それぞれの状況に応じたリスクを考慮することが適当である。
5. 銀行及び銀行子会社等の業務範囲については、利用者ニーズの多様化や他業禁止の趣旨などを勘案しつつ、規制の今日的意義に照らし不断の見直しを行うことが適

当である。銀行業が新しい金融サービス業に変貌しつつある中、財務力やリスク管理が十分な銀行については、業務範囲の弾力化を柔軟に図っていくという観点も必要である。また、ワンストップ・サービス促進の観点から横断的な金融サービスのあり方についても今後検討することが望ましい。

6. 銀行法等においては付随業務として債務保証などが例示されているが、これ以外の業務が「その他の付随業務」に該当するかどうかの基準が現在は示されていない。これを当局が提示し、行政の透明性を向上させるとともに、銀行等が新たな付随業務を開始することを容易にすることが望ましい。その際には、本業との機能的な親近性、リスクの同質性、顧客利便等の観点を考慮することが適当である。また、その過程などにおけるノー・アクション・レターの活用が検討されるべきである。
7. 銀行等が本来業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力（Excess Capacity）については、他業禁止の趣旨や本来銀行にどのような業務が求められているのかといった観点に留意しつつ、その適切な範囲での活用を認める方向で検討することが適当である。
8. 銀行等の従属子会社について、現在原則90%以上となっている収入依存度規制や親銀行の持株比率100%との限定については、見直しを検討するとともに、従属業務と金融関連業務の兼営等についても、柔軟に対応する方向で見直しを行うことが適当である。
9. 銀行の資金調達手段としての社債について、銀行の長期資金の調達手段の多様化や投資家保護等の観点から、一定の要件を付した上で、発行手続の改善の余地がないか、商法との関係なども踏まえつつ、検討することが考えられる。

(以上)